長期療養者就職支援対策費

長期療養者に対する就職支援事業

平成30年度予算額546,727千円（29年度予算額 333,753千円）

○ 25年度から、ハローワークに専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始。

○ 28年度からは、３年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、全国に展開。29年度からは治療と両立できる求人（両立求人）の確保等を推進。

○ 30年度は、**職業相談・職業紹介や両立求人確保のための体制を強化**する。
※就職支援ナビゲーター：54名→**74名**　求人者支援員5名→**25名**

就職率
(H29年度)
55.4%

連携先拠点病院
（がん診療連携拠点病院等）

長期療養者

本人、相談支援センター相談員も交えた相談

相談

相談支援センター

協定締結

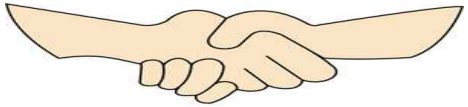

➢相談支援センターへの**出張相談**

➢労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供

・就職希望者の誘導
・本人の医療関係情報の提供

ハローワーク
（全国４７都道府県）

○個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介

○長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導

○長期療養者の就職後の職場定着の支援

○連携先拠点病院等と連携した事業主等向けセミナー

専任の就職支援ナビゲーターが連携体制を構築

➢ＭＳＷ・医師・看護師と日常的にコミュニケーションをとり、就労支援への理解促進とともに信頼関係を構築
➢連携先拠点病院側とともに、地域の医療スタッフ・患者等に対する就労支援に係る広報やセミナーを企画、実行
➢連携先拠点病院が実施する研修会（医師・MSW・看護師等向け）の講師として参加

長期療養者に対する就職支援事業の実績

○ 平成25年度のモデル事業開始以降、実施公共職業安定所及び連携先拠点病院数は堅調に伸びており、それに伴い、各実績も増加。

○ また、平成28年度の全国実施以降、急激に増えている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施公共職業安定所数	5安定所 （5都県：東京、神奈川、静岡、兵庫、愛媛）	12安定所 （12都府県：宮城、石川、福井、京都、広島、福岡、鹿児島が追加）	16安定所 （15都道府県：北海道、埼玉、愛知が追加）	48安定所 （47都道府県）	60安定所 （47都道府県）
連携先拠点病院数	5病院	16病院	21病院	88病院	108病院
新規対象者数	120人	479人	750人	1,780人	3,144人
相談件数	547件	2,686件	3,350件	9,804件	17,579件
就職者数	48人	209人	384人	905人	1,743人
就職率	40.0%	43.6%	51.2%	50.8%	55.4%
その他	モデル事業開始	→	→	全国展開（本格実施）	求人者支援員を新たに配置

長期療養者に対する就職支援事業の課題

課題

○ 新規対象者数については、堅調に伸びているものの、ナビゲーター１人あたりで換算すると、当初見込み（※）を下回っている状況

（※）平成28年度より、１人あたり年間60人の支援対象者数を事業運営の目安として設定。

○ また、仕事と治療を両立できる求人（両立求人）の総量は確保された一方、両立求人を利用して就職している支援対象者（H29年度）は約１割となっており、両立求人の活用が課題

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ナビゲーターの人数	5人	12人	17人	49人	54人
新規対象者数	120人	479人	750人	1,780人	3,144人
ナビゲーター１人当たりの新規対象者数	24人	39人	44人	36人	58人
就職者数	48人	209人	384人	905人	1,743人
両立求人を使った就職者数	―	―	4人	28人	176人
両立求人数	―	―	612人	1,224人	5,789人

ハローワークと拠点病院等との連携事例

○ 高い実績を上げているハローワークにおいては、患者のみならず、医療スタッフに対しても積極的に周知、理解促進を図り、連携先拠点病院等と「顔が見える関係」を構築している。

【課題】

○　週１回の病院内で就労相談を開始したが、当初は予約も埋まらない状況

⇒　患者のみならず病院内の医療スタッフへのハローワークや就労相談についての認識不足

【対応①】

○　MSW等医療スタッフと**日常的なコミュニケーション**を繰り返しながら、「患者さんのために」という共通目標の下で、**信頼関係を構築**

○　**医療スタッフ向けの研修会に講師として参加し、支援内容を周知**

○　病院側の協力を得て**就労支援に係る広報（リーフレット）の作成、院内に貼り出し・配架等**

○　MSW等とともに、月１回、**患者向けの「お仕事サポート教室」を開催して、支援メニューを紹介**

⇒　相談件数が徐々に増加したため、出張相談の回数を週２回に。また、ハローワーク窓口での相談も増加

【対応②】

○　**連携先拠点病院以外のMSWが参加する研修会にも講師として参加**し、支援内容を周知するとともに、**顔が見える関係を構築**

⇒　口コミが口コミを呼び、連携先拠点病院以外の患者からの相談やハローワーク窓口での相談がさらに増加。また、その他の拠点病院等からも連携を希望する声も聞かれる

がん患者の仕事と治療の両立に対する企業の意識

○ 約６割の企業が「仕事と治療の両立」は無理・困難と考えている一方で、わずかな配慮で就労に影響がないがん患者もおり、がん患者をひとくくりに困難と考えている可能性も窺える。

○ 個々のがん患者の態様に応じて雇用を検討してもらうように企業の理解促進が課題。

○「がん患者」被雇用者の仕事と治療の両立可否について、「両立は無理」が19.0%、「両立は難しい」が42.0%であり、**仕事と治療の両立は無理または困難と考えている企業は61.0%**となっている。

○仕事と治療の両立は無理または困難と考えている理由は、「**企業規模からして余裕がない」が76.2%、「仕事量の調整が難しい」が34.4%、「がん経験者をどのように処遇してよいかわからない」が23.0%**となっている。

出典：平成28年度「（中小企業・個人事業主編）「がん罹患と就労」調査結果（一般社団法人ＣＳＲプロジェクト）

ハローワーク・病院の支援担当者の声

✓ 事業主は、長期療養者が就業によって体調が悪化した場合、責任を問われないかとの懸念を持っている場合が多く、理解が進んでいないと感じる。

✓ 人事担当者の理解と就業現場の病気に対する理解のギャップが大きいと感じる。効果的な指導方法の検討が必要。

長期療養者に対する就職支援事業の見直し案

一人当たりの支援対象者数の実績が、当初見込みより下回っている

（考えられる問題点）
- ✓ がん連携拠点病院との連携体制の確立
- ✓ 本事業の周知不足

→

○潜在的な対象者に対して、本事業の支援内容を届けるため、都道府県がん対策所管部局や患者会等と連携し、がん連携拠点病院のソーシャルワーカーや相談者、患者等に対して、幅広く本事業を周知

○病院及びＨＷとの連携体制の確立等に係る好事例集を作成し、全国のHWに横展開

○上記により、顕在化した対象者に対して十分な支援を行うため、就職支援ナビゲーターによる相談支援体制の拡充と連携病院の拡大を図る

両立求人の総量は確保された一方、充足率が低調

（考えられる問題点）
- ✓ 支援対象者の態様に応じた両立求人の確保

→

○支援対象者の就職率向上及び両立求人の充足率向上に向け、支援対象者の個々の態様に応じた個別求人の確保に重点化することとし、このための事業所への相談支援体制を強化

長期療養者の採用に躊躇する企業側のさらなる理解促進が必要

→

○上記の個別求人の開拓の際、長期療養者の採用・雇用管理手法等を助言する等により、がん患者等の雇用に対する企業の理解促進を図る

○労働局と都道府県がん対策所管部局等が連携した企業に対する周知啓発を実施

長期療養者就職支援事業の就職者の状況について　《参考》

がん患者の就労状況について

○　勤務者の34%が依願退職、解雇されている。

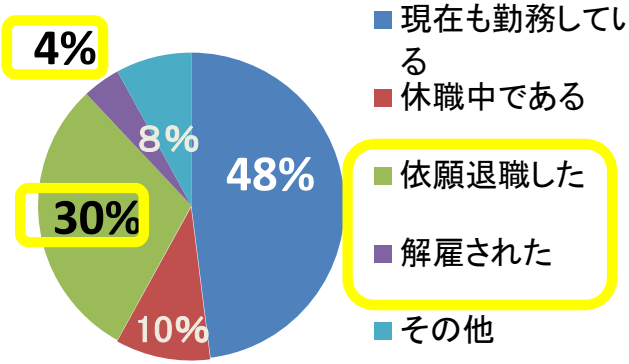

※出典：2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

利用者の疾患別割合について

○　本事業を利用した者、就職した者の疾患別構成比は、いずれもがんが8割で最多となっている。

【新規求職者数】

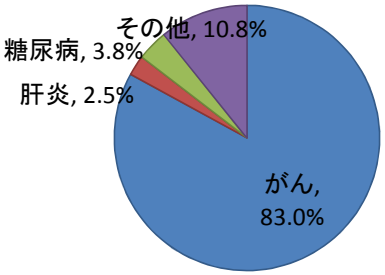

【就職件数】

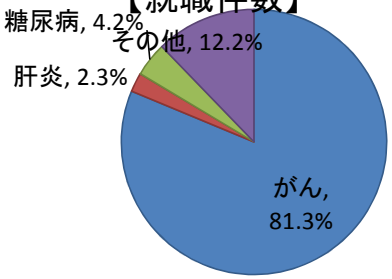

※平成27年度実績

就職者の職種について

○　本事業で職業紹介を受けて就職した者のうち、約6割は直近と異なる職種で再就職している。

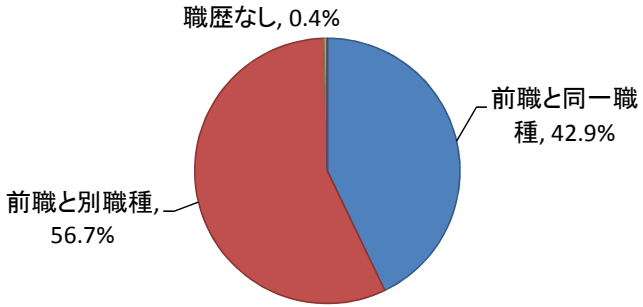

※平成27年度実績

就職者の雇用形態について

○　本事業で職業紹介を受けて就職した者のうち、約2割は正社員就職となっている。

	①正社員	②正社員以外
割合	21．4%	78．6%

※平成27年度実績

＜事例1＞

年齢：60代　　疾患名：すい臓がん
支援時の状況：医療機器の点検・保守作業員を定年退職後、連携病院の医療相談担当者から本事業の案内を受け支援開始

①　抱える課題

○　離職から1年を経過しており、生活安定と治療費（8万円）確保のため就職を急いでいる
○　6か月間の抗がん剤治療の途中（3か月経過時）のため、抗がん剤の副作用もあり、体調の様子を見ながらの就職活動

②　支援内容・ポイント・経過

○　就職時期を抗がん剤治療の終了する3か月後以降に目標設定
○　本人の特性（60代）の受け入れニーズが高いマンション管理人の仕事を提案したところ、時間や日数の調整がききやすい等の希望と合致したため、マンション管理人に職種のターゲットを絞り、積極的に求人情報を提供（計63件）
○　抗がん剤治療の終了直前より、週1回、予約相談を行い、疾病開示についての面接対策や応募結果の振り返りを実施

③　結果

抗がん剤の副作用がある中で、体調に合わせ、あきらめない気持ちに寄り添いながら支援を継続したことで、積極的に16社の求人に疾病開示で応募し、自宅近くのマンション管理人で採用（支援期間：約5か月）

＜事例2＞

年齢：20代　　疾患名：子宮がん
支援時の状況：内定先の事業所から「治療を優先させるように」と病気が原因となる内定取り消し。
定期的な通院治療が続く中で、病院（連携拠点病院）側からの誘導により、個別支援開始

①　抱える課題

○　病状や薬の副作用等による体調変化もあるため、求職活動のタイミングを計る必要
○　抗がん剤治療のためにウィッグを着用していることから、ウィッグ着用を理解してくれるところを希望

②　支援内容・ポイント・経過

○　求職活動のタイミングについて、医師・薬剤師・医療ソーシャルワーカー等と治療状況（今後の治療方針や病状の変化、複数の薬をのみ合わせていたため、薬の種類を変更することによって具体的にどういった副作用、体調の変化が生じるか等）を共有しながら支援
○　職種は本人の希望も踏まえ、対人業務を避けて選択し、応募の際は、事業主に対して病気のためウィッグ着用があること及び今後のウィッグ着用期間の目安について説明
○　病気開示の仕方を助言、模擬面接で練習

③　結果

○公的機関の事務職・パートとして就職
○若年女性として特に外的印象が気になると思われたことから、ウィッグ着用の伝え方や伝える相手に配慮した。また、あらかじめ事業主に了解が得られたことで、本人の心理的負担が大きく軽減され、面接に自信を持って臨むことができた（支援期間：約7か月）

＜事例3＞

年齢：50代　　疾患名：大腸がん
支援時の状況：前職はマシニングオペレーター。3週間に1度の入院治療中、ハローワークにおいて本事業の説明を受け支援開始

① 抱える課題

○ 正社員・フルタイムで職種は前職の技術・経験がいかせる機械操作に限定
○ 3週間に1度の入院治療のための休みが取れるところを希望

② 支援内容・ポイント・経過

○ 前職や労働条件へのこだわりが強かったことから、当初は、本人の希望を尊重した求人情報を提供しつつ、体調面も含め、じっくりと寄り添うことで信頼関係を構築。
その上で、求職条件の緩和を提案
（職種、雇用形態にこだわらず、平日休み受入可能企業を中心に検索していくことになった）
○ 途中、体調を崩し精神的にも落ち込んでいた時期もあったが、ソーシャルワーカーを通じて医師に症状を確認しつつ、求人情報を示しながら職業相談を継続することにより、就労への意欲が低下しないよう支援
○ 同一事業所で同一職種のフルタイム求人とパートタイム求人にあえて応募し、どのような雇用形態で採用できるかの事業所側の判断を職業選択の参考にするとともに、事業所側の理解を求めるため、病歴の開示はもとより、職歴やスキル等を詳細に提示

③ 結果

定期的な職業相談を継続することで、信頼関係を構築した結果、対象者が求職条件の緩和に応じるようになり、フルタイムの有期雇用（試用期間後正社員登用予定）による機械部品検査工での採用となった （支援期間：約1年4か月）

がん患者の就労に関する厚生労働省の取組み

健康局
がん・疾病対策課
「がん患者の就労に関する総合支援事業」

社労士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど就労の専門家を配置

がん診療連携拠点病院等

情報提供
相談支援

相談支援センター

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

一丸となった取組み

職業安定局
首席職業指導官室
「がん患者等に対する就職支援事業」

出張相談等

ハローワーク

がん診療連携拠点病院等

個々のがん患者等の
希望や治療状況を踏まえた
職業相談・職業紹介

労働基準局
産業保健支援室
「事業所における治療と職業生生活の両立支援のためのガイドライン」(H28年2月)

主治医

勤務情報

意見書

労働者

意見書提出

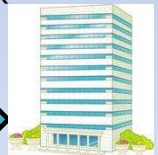

企業

両立支援プランの作成

「産業保健活動総合支援事業」

全国の産業保健総合支援センターにおいて、
ガイドラインの企業向け研修会の開催等により支援

がん患者の就労に関する総合支援事業

30年度予算額：152百万円
（29年度予算額：183百万円）

趣　旨

○がん患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期等に不安を抱いており、就労を維持するための情報提供や相談体制の整備が望まれている。

※がん対策基本法（平成18年法律第98号）に基づき、国が策定する**第2期のがん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）**において、重点的に取り組むべき課題として**「働く世代や小児へのがん対策の充実」**が掲げられたことを踏まえ、平成25年度から事業を実施。なお、第3期のがん対策推進基本計画（平成30年3月閣議決定）においても、がん患者の離職防止や再就職のための就労支援を充実させていくことが強く求められている。

○本事業は、がん診療連携拠点病院の相談支援センターに就労に関する専門家を配置し、がん患者が抱える就労に関する問題をくみ上げ、就労に関する適切な情報提供と相談支援を行うことを目的とする。

がん相談支援センター（すべてのがん診療連携拠点病院に設置）

拠点病院の相談支援センターに社労士、
産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど
就労の専門家を配置。

がん患者

就労に関する
問題発生

仕事に関する相談への対応
- 仕事と治療の両立の仕方
- 仕事復帰の時期
- 仕事の復帰に向けた準備
- 職場への伝え方
- 関係機関の紹介　等

がん診療連携拠点病院　：401施設
＊平成30年4月1日時点

ハローワーク及び労働局

がん患者等に対する就職支援事業
ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携した就職支援を実施。

事業者

・勤務時間の短縮等の配慮
・柔軟な配置転換等の対応

事業者による不当解雇等
の不利益に対する相談等

労働局

事業者による、就労可能者への不当な差別（解雇等）への対応等

治療と仕事の両立支援について

現状

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている

◆罹患しながら働く人数（主な疾病）

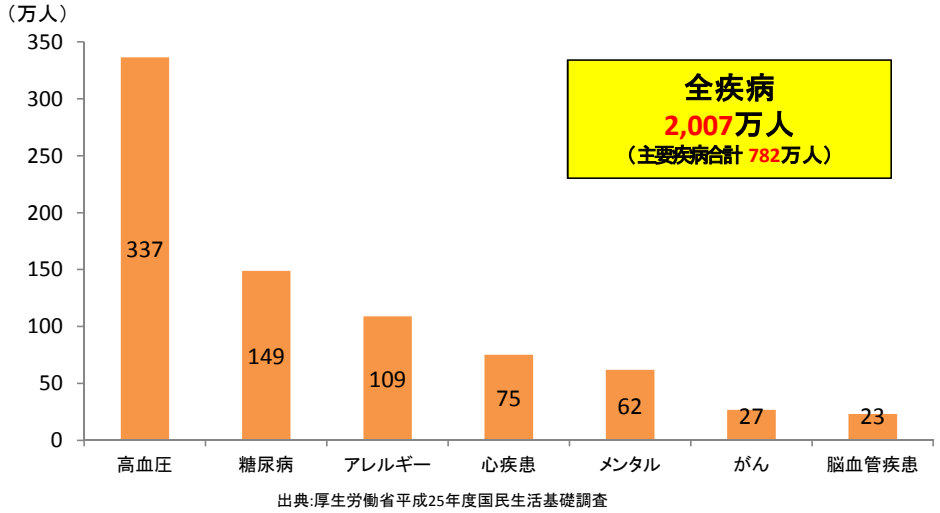

出典:厚生労働省平成25年度国民生活基礎調査

治療を続けながら働くための制度や社内の理解が不十分

◆がん患者の離職理由

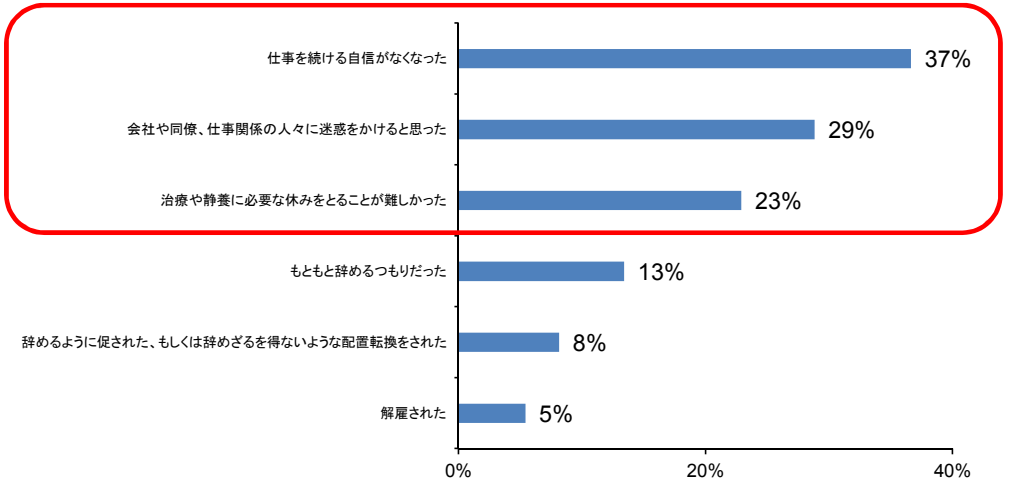

出典：2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査「がんの社会学」に関する研究グループ、研究代表者　静岡がんセンター山口建

課題

治療と仕事が両立可能な環境が必要
⇒現実には困難な状況に直面している方々も多い

- 治療と仕事の両立に向けては、主治医や会社と連携したコーディネーターによる支援が重要。
  - 病気を抱える労働者の就業希望：92.5%（2013年度）
  - がん罹患後に離職した主な理由：
    ①仕事を続ける自信の喪失、②職場に迷惑をかけることへの抵抗感（2013年）
- 患者にとって身近な相談先が不足している。
  - 例えば、がん診療連携拠点病院で、就労専門家の配置やハローワークとの連携による相談支援体制が整備されているのは38%（399か所中150か所）のみ（2016年）
- 治療と仕事の両立に向けた柔軟な休暇制度・勤務制度の整備が進んでいない。
  - 病気休暇制度のある企業割合:22.4%（常用雇用者30人以上民営企業）（2012年）
  - 病気休業からの復帰支援プログラムのある企業割合:11.5%（常用雇用者50人以上民営企業）（2012年）

働き方改革実行計画に基づく今後の対応

1　会社の意識改革と受入れ体制の整備

- ○ 治療と仕事の両立を含む社員の健康保持増進に対する経営トップ、管理職等の意識改革
- ○ 柔軟な休暇制度・勤務制度等両立を可能とする社内制度の整備促進
- ○ 治療と仕事の両立等の観点からの傷病手当金の支給要件等の検討

2　トライアングル型支援などの推進

- ○ 主治医、会社・産業医、両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制の構築
- ○ 患者ごとに作成する「治療と仕事両立プラン」の具体的内容の検討・普及
- ○ トライアングル型サポート体制のハブとなる両立支援コーディネーターの育成・配置
- ○ 会社向け「疾患別サポートマニュアル」、医療機関向け「企業連携マニュアル」の策定・普及

治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す

- ○ 医療面だけでなく、就労・両立支援まで拡大した不妊治療への支援